



<p>10. 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第29条     &lt;条文省略&gt;</p> <p>    &lt;新設&gt;</p> <p>第30条～第39条     &lt;条文省略&gt;</p> <p>    &lt;新設&gt;</p> <p>第40条～第46条     &lt;条文省略&gt;</p>	<p>11. 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第29条     &lt;現行どおり&gt;</p> <p>    <u>(取締役の責任免除)</u> 第30条 当社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる取締役（取 締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に より、取締役（業務執行取締役等であるものを除 く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠 償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令 が規定する額とする。</p> <p>第31条～第40条     &lt;現行どおり&gt;</p> <p>    <u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 当社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる監査役（監 査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定 により、監査役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づく 責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第42条～第48条     &lt;現行どおり&gt;</p>
--	---

### 3.日程

定款変更のための定時株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成27年6月24日（予定）  
平成27年6月24日（予定）

以上